北京知財裁判所設立一周年　司法保護成果を見せる

写真の出所：blog.sina.com.cn

2014 年 11 月 6 日の設立以来、北京知財裁判所は法律に従い、審判の職責を果たし、知的財産権の司法保護レベルを着実に向上させた。また、裁判所は一年のうちに案件 7918 件を受理し、案件 3250 件を結審し、難しい複雑かつ影響力を有する案件をいくつか終結させた。11 月 9 日午前、北京市高級裁判所は記者会見を開催し、北京知財裁判所の年間進捗状況を報告した。北京市高級裁判所の副裁判長（中国では「副院長」と言う）兼政治部主任である安鳳徳氏は「知財審判の案内者と司法改革の先導者としては、この一年間における北京知財裁判所の活動は、知財裁判所の設立という中央の重要政策の正確性を裏付けるものであり、司法体制改革の意図を初歩的に実現できた」と表明した。

北京知財裁判所の宿遅裁判長（中国では「院長」と言う）によると、設立から一年、北京知財裁判所が受理した案件は予期より多く、一審案件、行政案件及び渉外案件が多いという特徴を持っていると明

らかにした。今年 11 月 6 日まで、受理案件が 7918 件に達し、その中、一審案件が 6699 件、二審案件が 1204 件、控訴案件が 15 件となった。また、結審した案件が 3250 件となり、その中、民事案件が 1200 件、行政案件が 2055 件である。第一期に選抜された 18 名の最前線の裁判官は一人毎の受理案件が 400 件、一人毎の結審した案件が 159 件となった。長年以来、知的財産権における「権利侵害コストが低い、侵害行為のあとを絶たず」との現象に対して、北京知財裁判所は、財産保全、証拠保全及び行為保全の整備などの措置、挙証責任の合理配置、損害賠償額の引き上げなどの様々な措置を講じることで、侵害行為に対する制裁の度合いを強めている。特許、商標の権利授与及び権利確認に関わる行政案件においては、当該裁判所は、司法審査の職能作用の強化に力を入れ、結審した特許（179 件）、商標（1871 件）に係わる行政案件の中、特許復審委員会による決定を取り消す裁決案件が 11 件、商標復審委員会による決定を取り消す裁決案件が 269 件、取消率はそれぞれ 8.4%と 16%となり、権利授与及び権利確認行為の規範化を促進することとなった。

整建制司法改革裁判所として、北京知財裁判所は様々な措置を取ることにより、審判の脱行政化、知財審判の専門化への復帰を確保する。裁判所の発展パターンにおいては、人員が高度に簡素化され、裁判官 1 名＋助理 1 名＋書記官 1 名という相対的に固定な審判チームを構成することで、人員の分類管理を実現した。案件ごとに報告することを取り消し、合議廷が裁判官の専門会議、研究調査チームなどに諮問することを自主的に選択できるようにして、司法審判の脱行政化を実現した。総合事務室を設立し、機構設置のフラット化を実現した。また改革革新においては、全国に先駆けて審判委員会の全体委員が直接に案件を公開して開廷審理するパターンを探った。裁決書の本文の前に「判決サマリー」部分を加えることを試み、合議廷の少数意見を創造的に裁決書に記載した。技術調査室を立ち上げ、技術調査官制度を探索して実践する。「裁判長開廷ウィーク」を実行し、裁判長、廷長が結審した案件が全裁判所の結審案件数の 11.8%を占め、裁判長、廷長の案件審理が常態化、制度化となった。

当日の記者会見においては、北京知財裁判所が年間審査した 12 件の典型案件を公布され、それらの案件は特許、商標、著作権、不正競争、証拠保全など、様々な類別を含んでいる。宿遲裁判長は、北京知財裁判所は引き続き中央司法体制改革の総体配置を巡り、審判を中心に、改革を絶えず推進し、イノベーション型国家の建築に向け、知財保護レベルの向上に、中国モデルを創造し、中国経験を貢献する。

具体的な受理案件状況は下記の表をご覧下さい。

1.受理総件数

受理総件数	一審案件	二審案件	控訴案件
7918 件	6699 件	1204 件	15 件

2.結審案件数

結審案件数	民事案件	行政案件
3250 件	1200 件	2050 件

3.主要裁判官（18 名）の案件審理事情

一人毎の受理件数	一人毎の結審案件数
400 件	159 件

4.特許及び商標の権利授与及び権利確認に関わる行政案件について

	特許に関わる行政案件	商標に関わる行政案件
結審案件	179 件	1871 件
行政機関の審決に対する取り消し	11 件	269 件
取消率	8.4%	16%